



# 宮 崎 県 公 報

平成21年3月25日(水曜日)号外 第14号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁	○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1
○宮崎県土地開発基金管理規則を廃止する規則…………… (総務課) 1		告 示
		○統計審議会規程の一部を改正する告示…………… (統計調査課) 2

## 規 則

宮崎県土地開発基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第7号

#### 宮崎県土地開発基金管理規則を廃止する規則

宮崎県土地開発基金管理規則(昭和44年宮崎県規則第11号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第8号

#### 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(218) [略] <u>(219)~(522)</u> [略]	別表第1(第3条関係) [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(218) [略] <u>(219) 犬引取手数料</u> <u>(220)~(523)</u> [略]
3 教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(11) [略] <u>(12)・(13)</u> [略]	3 教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(11) [略] <u>(12) 教育職員免許状更新等手数料</u> <u>(13)・(14)</u> [略]
4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(78) [略] <u>(79)~(96)</u> [略] [略]	4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(78) [略] <u>(79) 認知機能検査員講習手数料</u> <u>(80)~(97)</u> [略] [略]

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の改正規定は、平成21年7月1日から施行する。

告 示

統計審議会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年 3 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 221号

統計審議会規程の一部を改正する告示

統計審議会規程（昭和31年宮崎県告示第 528号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）<u>第14条</u>の規定に基づき、統計審議会規程を次のように定める。</p> <p>統計審議会規程</p> <p>第1条 県指定統計条例<u>第11条</u>に規定する統計審議会（以下「審議会」という。）の運営については、この規程の定めるところによる。</p>	<p>県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）<u>第18条</u>の規定に基づき、統計審議会規程を次のように定める。</p> <p>統計審議会規程</p> <p>第1条 県指定統計条例<u>第12条</u>に規定する統計審議会（以下「審議会」という。）の運営については、この規程の定めるところによる。</p>

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。